

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高岡市長

## 公表日

令和1年6月20日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム)
②システムの機能	<p>標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末とで構成される。</p> <p>①資格管理業務          ・被保険者の再発行、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請等、資格管理にかかる申請を受け付けた際に、窓口で即時発行・交付を行う。          ・住民票の異動に関するデータをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。これを基に広域連合で被保険者資格に関する審査・決定が行われる。</p> <p>②賦課・収納業務          ・広域連合で賦課された保険料情報のデータをオンラインファイル連携ツールを用いて受信する。          ・高岡市で管理する保険料の期割データや収納データをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。</p> <p>③給付業務          ・高岡市で受け付けた療養費支給等の申請にかかるデータの入力を行う。入力された情報に基づき、広域連合で支給決定等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合行政情報システム(後期高齢者医療) )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 59の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者および65歳に到達し被保険者となり得る者 ・被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者
その必要性	被保険者証資格の管理、一部負担割合の判定や保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者および被保険者資格の取得予定者と、その属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定、管理するために記録する。 4情報および連絡先:被保険者について通知、照会を行うために記録する。 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:資格管理業務のために記録する。 地方税関係情報:賦課業務のために記録する。 健康・医療関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:給付業務のために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	福祉保健部 保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、高齢介護課、市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構等の年金保険者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 富山県後期高齢者医療広域連合、富山県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	後期高齢者医療制度にかかる資格管理、賦課、収納、給付等の業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	福祉保健部 保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①資格管理業務 ・資格管理における窓口業務 市民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に標準システムに入力し、被保険者証の再発行等を行う。 ・住民基本台帳等の取得 被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、オンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ②賦課・収納業務 ・保険料賦課 個人住民税に関するデータをオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムにより賦課計算を行う。決定された賦課額を総合行政情報システム(後期高齢者医療)に取込み、高岡市から保険料額決定通知書等を作成、被保険者に通知する。 ・保険料収納 高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。保険料収納に関するデータはオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムでも同データを管理する。 ③給付業務 市民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を標準システムに入力する。広域連合で療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、市町村に配信する。その後、広域連合から当該市民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	
	情報の突合	被保険者等からの申請等を受け付ける際に、申請書等に記載された情報と高岡市で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	



<b>移転先1</b>	福祉保健部 高齢介護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 68の項	
②移転先における用途	高額医療・高額介護合算制度にかかる支給の審査のため	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	日次	
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先2</b>	福祉保健部 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項	
②移転先における用途	国民健康保険における旧国保被保険者の管理のため	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 総合行政情報システム(後期高齢者医療)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	日次	
<b>移転先3</b>	富山県後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、構成地方団体である高岡市と広域連合とが特定の事務とともに処理する場合は、内部利用に当たり番号法上の特定個人情報の提供には当たらないとされている。便宜上「移転」の欄に記載している。	
②移転先における用途	資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務	



③ 移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務</li> <li>・住民基本台帳情報</li>   <li>・賦課・収納業務</li> <li>・期割情報</li> <li>・収納情報</li>   <li>・給付業務</li> <li>・療養費等の申請にかかる情報</li> </ul>
④ 移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="font-size: small;">       &lt;選択肢&gt;        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上     </div> </div>
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者
⑥ 移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 電子メール</p> <p>[ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] その他 ( )</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[ <input type="radio"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] 紙</p> </div> </div>
⑦ 時期・頻度	日次
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p style="font-size: small;">&lt;高岡市における措置&gt;</p> <p>①電子データが保管されているサーバー設置場所は入退室が管理されている。</p> <p>②紙媒体については種別、保管期間別に分け、所定の場所に保管を行っている。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

※ ここで記される個人番号は、番号法上の個人番号でなく、高岡市が管理のため付与している番号である。

資格	
被保険者取込履歴	住所地特例者マスタ
履歴通番	連番
個人区分コード	個人区分コード
個人番号	個人番号
被保険者番号	被保険者番号
被保険者資格取得事由コード	氏名(カナ)
被保険者資格取得年月日	生年月日
被保険者資格喪失事由コード	性別コード
被保険者資格喪失年月日	住所地特例適用開始年月日
保険者番号適用開始年月日	住所地特例適用終了年月日
保険者番号適用終了年月日	現都道府県名
氏名(カナ)	現市区町村名
生年月日	現住所
性別コード	広域作成年月日
現都道府県名	広域作成時刻
現市区町村名	連携ファイル情報
現住所	ファイル名
広域作成年月日	周期
広域作成時刻	連携日
連携ファイル情報	通番
ファイル名	情報種別
周期	レコード番号
連携日	取込日
通番	取込ジョブ番号
情報種別	取込ジョブID
レコード番号	作成プログラムID
取込日	作成日
取込ジョブ番号	作成時間
取込ジョブID	更新プログラムID
作成プログラムID	更新日
作成日	更新時間
作成時間	移行フラグ
更新プログラムID	バッチフラグ
更新日	
更新時間	
移行フラグ	
バッチフラグ	

賦課			
賦課履歴マスタ	賦課期割マスタ		納付方法変更情報履歴
保険者番号	保険者番号	特徴期割計算区分	被保険者番号
市町村コード	市町村コード	普徴期割計算区分	履歴番号
被保険者番号	被保険者番号	作成プログラムID	申請年月日
賦課決定年月日	相当年度	作成日	メモ
賦課年度	賦課年度	作成時間	入力日
相当年度	処理期	更新プログラムID	入力時間
処理期	年度	更新日	納付方法変更適用日
年度	期別	更新時間	取消フラグ
期別	月	移行フラグ	区分1
月	賦課管理番号	バッチフラグ	区分2
賦課管理番号	履歴番号		区分3
履歴番号	徴収方法区分		区分4
市区町村別保険料	特別徴収義務者コード		区分5
不均一賦課地区コード	基礎年金番号		予備1
暫定確定賦課フラグ	年金コード		予備2
凍結対象区分	共済年金証書記号番号		予備3
申告区分	特別徴収依頼		作成プログラムID
通知書発送要否フラグ	通知内容コード		作成日
資格取得年月日	依頼年月日		作成時間
資格喪失年月日	各種区分		更新プログラムID
広域内転居取得年月日	処理結果		更新日
広域内転居喪失年月日	特別徴収結果		更新時間
賦課更正事由コード	通知内容コード		移行フラグ
賦課更正事由コード2	結果年月日		バッチフラグ
所得割率	各種区分		
所得割課税標準額	資格喪失等の通知		
所得割額	通知内容コード		
均等割額	依頼年月日		
算出額	各種区分		
通常分	処理結果		
賦課期日	仮徴収額変更通知		
減額区分	通知内容コード		
軽減額	依頼年月日		
限度超過額	各種区分		
年保険料額	処理結果		
月数	住所地特例該当者		
月割減額	通知内容コード		
特別軽減区分	依頼年月日		
月別資格情報	各種区分		
特別軽減分	処理結果		
賦課期日	後期移管コード		
減額区分	介護被保険者番号		
軽減額	介護個人コード(個人区分コード)		
限度超過額	介護個人コード(個人番号)		
年保険料額	介護住所地特例		
月数	介護捕捉年月日		
月割減額	介護待機フラグ		
特別軽減区分	通知書番号		
月別資格情報	強制特普マーク		
減免額	強制入力マーク		
後期高齢者医療保険料	期割修正事由		
前納報奨金	特徴分期割額		
所得割軽減額	普徴分期割額		
所得割減額区分	翌年度仮徴収額		
作成プログラムID	年金受給額		
作成日	介護依頼額1		
作成時間	介護依頼額2		
更新プログラムID	フラグ1		
更新日	フラグ2		
更新時間	フラグ3		
移行フラグ	フラグ4		
バッチフラグ	フラグ5		



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・取得の制限、秘密の保持、利用及び提供の制限、安全確保の措置、従事者への周知及び監督、取扱場所の限定、複写又は複製の禁止、資料等の返還及び廃棄	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法、高岡市個人情報保護条例および関係法令に基づき、規定された範囲内において、特定個人情報の提供・移転を行う。</li> <li>・当市から広域連合にデータ送信を行うことについては、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日付 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号）の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、内部利用に当たり番号法上の特定個人情報の提供には当たらないとされている。</li> <li>・情報システム管理者は、当市から広域連合へデータ送信を行った際の記録を確認し、不正なデータが送信されていないかの確認を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	庁内連携および広域連合への情報連携は連携できる情報の範囲が定められている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【誤った提供先に情報を提供するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市から広域連合にデータ送信を行う際は標準システムを用いるが、端末は専用線のみで接続されているため、異なる提供先に情報を提供することはない。</li> <li>・データを送信する際に用いる端末について、個別ユーザーIDとパスワードにより管理されているため権限のない職員がデータ送信を行うことはできない。また、記録を調査することでデータ送信の際の操作者を特定することが可能である。</li> <li>・広域連合では従来より当市と同じ宛名番号を用いて個人情報を管理しており、当市から送信されたデータを誤って別の個人に紐付けすることはない。</li> </ul>		



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
②請求方法	高岡市個人情報保護条例第13条、第27条、第35条に基づき、必要事項を記載した開示請求書、訂正請求書、または利用停止請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239
②対応方法	問合せ内容とその対応に関する記録を残し、必要に応じて担当部署に連絡、協議する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	Ⅲリスク対策		リスク対策についての記載を追加	事後	当該事務にかかる対象人数が確定したため
平成29年4月1日	I-6 ②所属長	保険年金課長 堂故 真二	保険年金課長 柴野 泰彦	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	IV-2 ①連絡先	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	V-1 ①実施日	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	見直しによる
平成30年6月1日	I-6 ②所属長	保険年金課長 柴野 泰彦	保険年金課長	事後	見直しによる
平成30年6月1日	IV-2 ①連絡先	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月1日	V-1 ①実施日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	見直しによる
平成31年4月1日	V-1 ①実施日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I-5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム	システム1:[○]その他 統合宛名(連携)システム	システム1:[ ]その他	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I-5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (※システム2の名称、内容の修正)	システム2: ①システムの名称 統合宛名(連携)システム ②システムの機能 中間サーバーでは個人番号を保持しないため、情報連携に用いる符号および一意に個人を特定する宛名番号を用いる。個人番号と宛名番号のひも付け、管理を行う。 ③他システムとの接続	システム2: ①システムの名称 宛名管理システム ②システムの機能 宛名送付先管理機能 後期高齢者医療保険に関する送付物に対する送付先宛名を管理する。 ③他システムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム [○]その他 総合行政情報システム(後期高齢者医療)	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I-5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (※システム3削除、旧システム4の記載内容をシステム3に記載)	システム3: ①システムの名称 中間サーバー	システム3: ①システムの名称 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム)	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I-5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム	システム4	システムは3つのため削除	事後	見直しによる

令和1年5月21日	I-5 基本情報 情報連携提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する。 ②法令上の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・80、83の項  (別表第二における情報照会の根拠) ・82の項	①実施の有無 実施しない。 ②法令上の根拠	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和1年5月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転	移転先1:福祉保健部 高齢介護課 移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	移転先1:福祉保健部 高齢介護課 移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満	事後	見直しによる
令和1年5月21日	II-6 特定個人情報の保管・消去	保管場所 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	保管場所 <高岡市における措置>	事後	見直しによる
令和1年5月21日	III-6 リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)「 」 接続しない(提供)「 」  リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う その他のリスク及びそのリスクに対する措置	接続しない(入手)「○」 接続しない(提供)「○」  入手/提供しないため、本項目の記載なし	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和1年5月21日	III-7 リスク対策 特定個人情報の保管と消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <高岡市における措置>	事後	見直しによる
令和1年5月21日	III-9 リスク対策 従業員に対する教育・啓発	具体的な方法 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	具体的な方法 <高岡市における措置>	事後	見直しによる
令和1年5月21日	III-10 リスク対策 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > 削除	事後	見直しによる